

長期収載品の選定療養について

2024 年（令和 6 年）10 月から後発医薬品がある場合で、先発医薬品の処方を希望される場合には特別の料金をお支払いいただきます

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金を指し、課税対象です